

## 2019年度 特定処遇加算 支給方針

株式会社 YS ナーシング

2019年10月1日

### 厚生労働省基本方針

介護人材確保のための取組を一層進めるため、**経験・技能のある職員**に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を進める。

### 経験・技能のある職員の定義（YS ナーシング）

#### グループ①

- ・勤続10年以上の介護福祉士

#### グループ②

- ・勤続10年の介護スタッフ
- ・チーフ、リーダー、サブリーダー、サービス提供責任者
- ・勤続3年以上の介護福祉士
- ・介護を兼務するスタッフ（有資格者）

#### グループ③

- ・介護福祉士

上記3グループに属するスタッフを対象として支給する。

特定処遇加算の見込み額に応じて、グループそれぞれに割り振る

割り振る際は、一人当たりの支給額が②が①を、③が②を上回らないように割り振る。

一人当たりの支給額 グループ① > グループ② > グループ③